

平成21年11月27日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第76号 上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第 4 議案第77号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び上天草市一般職の
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第 5 発議第 3号 上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長 堀江 隆臣

1番 平田 晶子

2番 何川 雅彦

3番 田中 辰夫

4番 須崎 光枝

5番 宮下 昌子

6番 西本 輝幸

7番 高橋 健

8番 小西 涼司

9番 島田 光久

10番 川口 望

11番 田中 万里

12番 山口 安彦

13番 北垣 潮

14番 園田 一博

15番 窪田 進市

16番 津留 和子

17番 桑原 千知

18番 渡辺 勝也

19番 田中 勝毅

20番 猪塚 安親

21番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長 川端 祐樹 教 育 長 鬼塚 宗徳

総務企画部長 永森 良一 市民生活部長 村田 一安

建設部長 永森 文彦 教 育 部 長 鬼塚 憲雄

健康福祉部長	松浦 省一	経済振興部長	佐伯 秀昭
会計管理者	池田 昇	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	楯田 成朗	総務課長	杉田 良一
財政課長	森内 孝生		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	村枝 誠二	局長補佐	野崎 秀満
参事	大石智奈美		

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成21年第8回上天草市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において14番、園田一博君、15番、窪田進市君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第2、会期の決定については、去る11月24日に議会運営委員会が開催され、会期並びに上程議案の審議方法について協議がなされております。その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口 安彦君） おはようございます。

それでは、議会委員長報告をさせていただきます。平成21年第8回市議会臨時会に当たり、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、本日上程されました議案の審議方法並びに会期について協議しましたので、その結果を御報告申し上げます。

今回、提出議案の上天草市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、並びに上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び上天草市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての執行部からの上程案と、議員発議として、上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上3件の条例改正内容につきまして、執行部並びに事務局より詳細な説明を受け、その後、委員から質疑などを行ったところでございます。

委員会では、今回の上程案につきまして、慎重に条例改正内容を審議しました結果、全会一致をもちまして本日の臨時会へ上程することを承認いたしました。

また、会期日程につきましては本日1日間と決定し、議案の審議方法として、3件の上程議案は常任委員会への付託を省略し、本日の臨時議会において、採決することにしましたので、御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げ、委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認め、よって、本臨時会の会期は委員長報告どおり本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第76号 上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第77号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第3、議案第76号、上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第77号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

平成21年第8回上天草市議会臨時会に提案いたします議案の概要につきまして、御説明いたします。

今臨時会には、上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案2件を提出いたします。議案の詳細につきましては、所管部長より説明いた

しますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。次に、条例の改正内容について、執行部からの説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） おはようございます。

それでは、議案第76号、上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例については、非常に厳しい財政状況下であり、早期の財政健全化を図らなければ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化団体の指定を受けることが危惧されたことに伴い、これまで平成18年12月1日の施行から何度かの改定を行いながら、本年6月期の期末手当支給までとされていた減額の特例措置について、その一部を改正し、財政健全化の一助とすべく、さらに継続して実施するものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条、平成21年6月30日までが、改正後は23年3月31日までとなります。主なところだけ申し上げます。市長の手当の件ですが、100分の50を、改正後は100分の30に、教育長の100分の30を100分の15にいたします。

それと、一般職の職員の期末手当の額の特例については、6月30日をもって廃止ということで削除いたします。2ページについても同様でございます。これは、人事院勧告に基づいて実施をするということでの廃止でございます。

続きまして、議案第77号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

説明資料の3ページからになります。お開きいただきたいと思います。今回の給料表の改定内容は、現行の給料月額に100分の99.76を乗じて得た額、つまり0.24%を減ずることになります。ただし、給料表の改定額で見ますと、若年層の1から3級の号俸が低い一部については、引き下げ後の改定額がなく、級や号俸が高いほど引き下げ額が大きくなっております。最も高い7級で月額1,000円から1,200円の引き下げとなります。

内容につきましては、3ページの中ほどの期末手当基礎額に、6月に支給する場合において100分の140、それと12月に支給する場合においては100分の160、このいずれについても100分の125、あるいは100分の150という数字に改正をいたします。

それと、4ページです。勤勉手当の関係なんですけれども、100分の75を100分の70ということをお願いをしております。それと、再任用の職員については、制度そのものはありますが、実際再任用をしておりますので、この分についてはお読みいただきたいと思います。

それと、5ページにつきましては、先ほど申し上げましたように、非常にわかりにくいんですけれども、改正点についてはここに記載しておりますように、給料月額の部分と職員の部分を左

の改正後の内容に改めるものでございます。内容につきましては、先ほど申し上げましたように0.24%減ずるとというのが答えとなります。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で説明が終わりました。

これより、議案第76号及び議案第77号の質疑及び討論を行います。

まず、議案第76号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

それでは、議案第76号、上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第77号について質疑はありませんか。

9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 今回の条例改正は、給料と手当の削減になっていると思うんですけども、総額で金額的に幾らぐらいの削減になるか、その1点だけを教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） まず、給料表の改定の分ですけれども、先ほど申し上げましたように、私ども部長職の7級で月額1,000円ないし1,200円ということになっておりまして、総額については、きょうここに資料は持ってきておりません。後ほどお知らせしたいと思います。

○9番（島田 光久君） 了解です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私も、総額と一般職の1人当たりの額もどれぐらいになるのかというのを聞いたかったんですけども、後で教えてください。

それと――。あ、わかりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務課長。

○総務課長（杉田 良一君） 今回の改訂に伴いまして、40歳の職員の場合の年間平均を出しておりますので、年間の額だけ申し上げます。13万9,000円の減額となります。一般職員が全体で370名近くおりますので、これに単純に掛けるわけにはいきませんが、単純に掛けた

場合5,100万円ぐらいになるかと。正式には、この数字には該当いたしませんけれども、単純に掛けた場合、平均の40歳で年について13万9,000円の減額と。これには給料分、特別手当を含んでおります。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） あと二つです。4月にさかのぼって減額になると聞いたんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 私どもの場合、今まで人勸に準ずるということでやってきておりますので、本年の4月に遡及してやるということで、きょう改正案を出しております。

○議長（堀江 隆臣君） 5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。

それと、私も何度も読んだんですけども、この77号は件名が長いんですね。上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び、ここまではわかるんですけども、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例もわかります。の一部を改正する条例の制定ともう一つついてるんですけども、もう少しわかりやすく説明していただけますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 条例名についてはいたし方ない点があるんですが、中身でよろしいでしょうか。期末手当と勤勉手当の6月期、あるいは12月期について改正ということになります。それで、先ほど議案の説明の中で申し上げましたが、ここに100分の140を100分の125にとかという数字が並んでおります。ちょっと詳しく御説明させていただきますと、先ほど申しましたように、これは期末手当の基礎額に掛ける数字でございます。この期末手当の基礎額とは何かといいますと、本俸がありまして、それに役職の加算率を掛けまして、それに扶養手当あるいは地域手当を足しております。そうしますと、例えば100分の140というのを100分の125に改正するわけで、100分の15の削減、つまり0.15。そうしますと、12月期が100分の160を100分の150ということで、100分の10、つまり0.10。勤勉手当については、100分の75を100分の70ということで100分の5、つまり0.05、これを合計しますと人勸が出してございました0.35月ということになります。そういう内容のものでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 削減額というのはわかるんですけども、ちょっとまだわかりませんので、もう1回後で聞きにいきたいと思います。

それと、4月にさかのぼってということですけども、不利益になることには改定前に遡及はしないという不利益不遡及原則というのがあるんですけども、それを考えてもちょっといかが

なものかなと私も思いました。

以上で終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これで終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

それでは、議案第77号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 発議第 3号 上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、発議第3号、上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口 安彦君） それでは、発議第3号について、皆さん方に御説明申し上げます。

上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成21年11月27日、上天草市議会議会運営委員長山口安彦。上天草市議会議長堀江隆臣様。

上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容につきましては、先般の全員協議会で詳細に事務局から御説明を申し上げ、皆様方より御承認をいただいたとおりでございますので、省略させていただきたいと存じます。

提案理由としまして、昨今の社会経済状況及び特別職を含む市職員の状況を考慮し、議員の期末手当の支給割合を一般職の例に合わせる措置を講ずるため、今回この条例案を提出する理由でございますので、よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

発議第3号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

それでは、発議第3号上天草市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本臨時会に提出されました議案は終了いたしました。

これをもちまして、議事を閉じ、平成21年第8回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時24分